

お客さま各位

大東京信用組合

各種規定改定のお知らせ

平素は大東京信用組合をご利用いただき誠に有り難うございます。
今般、当組合では令和2年7月20日より、下記のとおり各種規定を改定いたします。
なお、今般の改定について、お客さまに必要なお手続きはございません。

記

1. 改定する規定

- (1) 大信デビットカード取引規定
- (2) ペイジー口座振替受付サービス利用規定
- (3) 大東京信組インターネット・モバイルバンキング規定
- (4) 大信ビジネスバンキング規定
- (5) 後見制度支援預金規定
- (6) 貸金庫規定
- (7) 貸金庫規定（自動貸金庫用）
- (8) 貸金庫規定（全自動貸金庫用）

2. 主な改定内容

- (1) 保証人に関する条文の削除
- (2) 重複条文の削除
- (3) 誤植の修正

3. 改定日

令和2年7月20日

4. 新旧対照表

別紙参照

以上

別紙【新旧対照表】

1. 大信デビットカード取引規定

新	旧
<p>第1章 デビットカード取引</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、大信デビットカード（当組合が大信キャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当組合所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下<u>本章において</u>「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。</p> <p>① 日本電子決済推進構機（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下<u>本章において</u>「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店金融機関」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めにもとづき、当組合のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</p>	<p>第1章 デビットカード取引</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、大信デビットカード（当組合が大信キャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当組合所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。</p> <p>① 日本電子決済推進構機（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店金融機関」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めにもとづき、当組合のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</p>

2. ペイジー口座振替受付サービス利用規定

新	旧
<p>4. (本サービスの利用停止)</p> <p>(1) 本サービスの<u>利用は</u>、当組合所定の方式により当組合本支店へ申出ることにより停止することができます。当組合はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスの<u>利用を</u>停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。</p> <p>(2) なお、前項による本サービス<u>利用停止</u>がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前条第3項によらない限りその終了・解除はなされません。</p> <p style="text-align: center;">[中略]</p> <p>5. (免責事項)</p> <p style="text-align: center;">[中略]</p> <p>(2) 当組合が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当組合が交付した<u>カード</u>として処理し、入力された暗証番号と届出の暗</p>	<p>4. (本サービスの利用停止)</p> <p>(1) 本サービスを利用する機能は、当組合所定の方式により当組合本支店へ申出ることにより停止することができます。当組合はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。</p> <p>(2) なお、前項による本サービス利用機能停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前条第3項によらない限りその終了・解除はなされません。</p> <p style="text-align: center;">[中略]</p> <p>5. (免責事項)</p> <p style="text-align: center;">[中略]</p> <p>(2) 当組合が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当組合が交付した<u>もの</u>として処理し、入力された暗証番号と届出の暗</p>

別紙【新旧対照表】

新	旧
暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負わないものとします。	証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負わないものとします。

3. 大東京信組インターネット・モバイルバンキング規定

新	旧
<p>第3条 照会サービス</p> <p style="text-align: center;">[中略]</p> <p>4. お客さまからの依頼に基づいて当組合が返信した照会結果は、残高や入出金明細等を当組合が証明するものではなく、返信後であっても訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知することなく、変更または取消をすることがあります。当組合はこのような変更または取消のために生じた損害について一切の責任を負いません。</p>	<p>第3条 照会サービス</p> <p style="text-align: center;">[中略]</p> <p>4. お客さまからの依頼に基づいて当組合が返信した照会結果は、残高や入出金明細等を当組合が証明するものではなく、返信後であっても訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知することなく、変更または取消をすることがあります。当組合はこのような変更または取消のために生じた損害について、<u>当組合は一切の責任を負いません。</u></p>
<p>第15条 規定等の変更</p> <p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>第15条 規定等の変更</p> <p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。<u>この場合、当組合は、当組合のホームページ上に変更後の規定を掲載します。</u></p> <p>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。<u>なお、変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用された場合、変更後の規定を承認したものとみなし、当組合の責めによる場合を除き、当組合の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p>

4. 大信ビジネスバンキング利用規定

新	旧
<p>第19条 規定等の変更</p> <p>(1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>第19条 規定等の変更</p> <p>(1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。<u>この場合、当組合は、当組合のホームページ上に変更後の規定を掲載します。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。<u>なお、変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用された場合、変更後の規定を承認したものとみなし、当組合の責めによる場合を除き、当組合の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p>

別紙【新旧対照表】

5. 後見制度支援預金規定

新	旧
<p>第25条 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 中略</p> <p>第26条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) 中略</p> <p>第27条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) 中略</p> <p>第28条 (規定の変更) 中略</p>	<p><u>第25条 (規定の変更)</u> <u>当組合は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当組合は変更日・変更内容を当組合の店頭へ掲示、ホームページへの掲示、その他当組合所定の方法のいずれか又はその全てにより告知し、変更以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</u></p> <p>第26条 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 中略</p> <p>第27条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) 中略</p> <p>第28条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) 中略</p> <p>第29条 (規定の変更)</p>

6. 貸金庫規定

新	旧
<p>第8条 (印章、鍵の喪失時等の取扱い) (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、<u>相当の期間をおくことがあります。</u></p>	<p>第8条 (印章、鍵の喪失時等の取扱い) (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>
<p style="text-align: center;">削除</p>	<p><u>第17条 (保証人)</u> <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p>
<p>第17条 (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>第18条 (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p>

別紙【新旧対照表】

7. 貸金庫規定（自動貸金庫用）

新	旧
<p>第8条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>（1）印章、貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、<u>相当の期間をおくことがあります。</u></p>	<p>第8条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>（1）印章、貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>
<p style="text-align: center;">削除</p>	<p><u>第18条（保証人）</u></p> <p><u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p>
<p>第18条（規定の変更）</p> <p>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>第19条（規定の変更）</p> <p>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p><u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p>

8. 貸金庫規定（全自動貸金庫用）

新	旧
<p>第8条（印章、鍵等の喪失時等の取扱い）</p> <p>（1）印章、貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、<u>相当の期間をおくことがあります。</u></p>	<p>第8条（印章、鍵等の喪失時等の取扱い）</p> <p>（1）印章、貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>
<p style="text-align: center;">削除</p>	<p><u>第18条（保証人）</u></p> <p><u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p>
<p>第18条（規定の変更）</p> <p>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>第19条（規定の変更）</p> <p>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p><u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p>